

（大分海区漁業調整委員会 あわび類及びうに類の採捕の禁止）

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年八月七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米水津宮野浦地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分

点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点

点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四〇分

2 うに類

津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によって囲まれた区域

二 禁止期間

令和八年九月一日から令和十年八月三十一日まで